

令和5年 第1回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第6号

令和5年第1回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年1月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年1月31日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第1回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年1月31日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

15番 川 原 茂 行 1番 真 鍋 泰二郎

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

開会に際し、先にお亡くなりになりました、故三好勝利議員に対し、哀悼の言葉を申し上げます。

故三好勝利議員は昭和18年11月、旧仲南町七箇に生をうけられ、平成3年の町議会議員選挙において初当選以来、9期31年の長きにわたり、豊かな経験や卓越した考えで積極的に郷土の発展に献身されました。仲南町議会においては副議長を、合併後のまんのう町においては議会運営委員長、総務常任委員長、教育民生常任委員長、監査委員などを歴任されました。また、町民ホールのどんちょうの件や国道32号線買田バイパスの話など、三好議員の感性豊かな話が聞けなくなるのが残念でなりません。

私たち議員は故三好勝利議員の御遺志を引き継ぎ、まんのう町発展のために全力を傾注することをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたします。

それでは、黙禱いたしますので、御起立をお願いいたします。

〔起立〕

○白川正樹議長 黙禱。

〔黙禱〕

○白川正樹議長 黙禱を終わります。御着席ください。

〔着席〕

○白川正樹議長 ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回まんのう町議会臨時会を開催いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中、令和5年第1回まんのう町議会臨時会に御参集いただきましてありがとうございます。

寒に入りまして、この冬一番の強い寒波が到来し、各地で記録的な寒さと積雪が続いております。

本日上程いたしておりますのは、議案1件、選挙2件でございます。よろしく御審議の

上、御決定賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件の提出があり、受理いたしました。

また、町長より、まんのう町外三ケ市町山林組合議会並びに、まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会の議員の選出について、組合格約第5条の規定に基づく選挙依頼がありました。

以上で議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

1月30日、全員協議会室におきまして、議会運営委員会の委員全員、議長、執行部同席の下、第1回まんのう町議会臨時会の運営につきまして慎重に審議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について、御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 人づくり研修施設かりん会館条例等の一部改正について 即決をお願いいたします。

日程第5 選挙第1号 まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員の選挙について

日程第6 選挙第2号 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１５番、川原茂行君、１番、真鍋泰二郎君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○白川正樹議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

日程第４ 議案第１号 人づくり研修施設かりん会館条例等の一部改正について

○白川正樹議長 日程第４、議案第１号 人づくり研修施設かりん会館条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１号、人づくり研修施設かりん会館条例等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本議案、人づくり研修施設かりん会館条例、緑地等利用施設かりん広場条例、まんのう町かりん亭の位置及び管理に関する条例の一部改正については、３件とも同じ目的の改正であることから、１つの議案として上程させていただいております。

改正の理由は、３件ともに位置の改正であり、国土調査により、まんのう町神野字神野１６８番１に１６８番２と１６８番７を合筆したことにより、位置をまんのう町神野１６８番地７からまんのう町神野１６８番地１に改正するものでございます。

一つ目の人づくり研修施設かりん会館条例の一部改正は、第２条第１項第２号の１で、まんのう町神野１６８番地７をまんのう町神野１６８番地１に、二つ目の緑地等利用施設かりん広場条例の一部改正は、第２条第１項第２号の１で、まんのう町神野１６８番地７をまんのう町神野１６８番地１に、三つ目のまんのう町かりん亭の位置及び管理に関する条例の一部改正は、第２条の１で、まんのう町神野１６８番地７をまんのう町神野１６８番地１に改正するものでございます。

なお、3件ともに附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 この地域は、昭和60年、3年にかけて、県及び町が全国植樹祭を受けて開発した地域であります。ちょうどその当時、私も、議会に在籍しておりましたので、個人の土地、矢原さんの大事な土地をお借りして、ふるさと創生事業、全国一律一億円の事業として建てた施設であります。その当時、満濃池の入り口の右側に大きな庵治石の円柱の柱が建つとと思います。そういう土地の提供に対しての敬意を含めて建てたものと聞いておりました。そしてこの土地につきましては、合併前におきましては地主の御厚意によって運用しておりました。その後、代替わりもされ、合併後土地の交渉もされとったようです。恐らくこれ番地も変わっておるんで、地主との、いろいろお話し合いもしとるとと思いますが、その関係についてはどのようになっておるんですか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 大西議員の御質問にお答えいたします。

この土地はですね、大西議員がおっしゃるとおり、矢原さんの所有権でございます。今現在その矢原さんと借地契約を結んで土地をお借りしているというふうになってございます。以上でございます。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 合併後は交渉中であるということですから、いつまでの契約になっておるのか、それと貸借についてはどのようになっておるのか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 借地契約の期間はですね、いつまでっていうのはちょっと今、私の頭の中にはないんですが、まだ数年間はその契約期間は残っているかと思います。

それともう一点は……。

○大西豊議員 契約内容を変更してないのかという。

○松下地域振興課長 契約内容ですか。もともとですね、昔は契約というのはしてなかったということで、新たに平成二十五、六年だったと思いますが、そのときに借地契約をちゃんと結んだということでございます。以上でございます。

○白川正樹議長 大西豊議員、この議案は番地の変更に対しての質問ですのでよろしくお願いいたします。

○大西豊議員 今、課長の答弁でも、はっきり、僕が承知しとるんは、基本的に矢原さんとの契約は、木を一本も切ってもならんという条項やったように僕は記憶しております。これだけいろいろ内容が変わつとんで、いろいろこの変更するに当たって、地主に対しては説明をしたのかどうかお聞きします。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 大西議員の再質問にお答えいたします。

矢原さんとはですね、この2月の2日だったと思います。そのときにお会いする予定にはしてございます。以上でございます。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 それは、順番が反対じゃないんですか。他人の土地を、いろいろ番地が変わったとか内容を変えるのにね、今までそういうことがあったから、いろいろ問題があったんだと僕は推測しております。決めてから話すというんはちょっと、私も合併前からやはり先輩の方々が、本当に、地主の方と誠心誠意話し合った上でお貸しいただいてもらっておるし、木を一本も切ってもいけない、そういう中で、全国植樹祭がその当時の天皇、皇后陛下の御名代の、当時来るに当たって、町及び県が整備した中で、旧の満濃町としても、その御厚意に甘えることなく庵治石で円柱を建てたと記憶しております。やっぱりそういう積み重ねによって、矢原さんが当時無償に近い形で貸してくれとったと思います。その後、いろいろ、それは間違っと思うますよ。これ、賛成でも構わんけど、地主に承諾も得んと、番地も変わるということは、僕がもし地権者やったら、普通な人が地権者やったら、それは順番、ボタンの掛け違いだと思いますが、再度答弁をいただきます。町長に。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 この土地の地番の、所有者の地番は変わりはないということで、2日にお会いするのはですね、借地料が3年ごとに見直しをするということで、その借地料の変更ということで、説明にお伺いするということでございます。以上でございます。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 整理ができませんので、できたら休憩をいただいて、ちょっと意見調整すべきでないかと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの御質問にお答えいたします。

この地番につきましては、地籍調査がもう既に終わっておりますので、了解もいただいでこういうことになりましたので、御理解賜りたいと思います。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 今、課長の答弁では、2月2日に話し合いをするということです。それはもう順番間違っと思うますよ、私。そういうことがあったから、今日に至っとんやと思いますよ。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 大西議員の再質問にお答えいたします。2月2日はですね、借地料の金額が変更になると。3年に1度見直しを行ってます。その借地料の変更ということで、説明にお伺いするということでございます。以上でございます。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 そしたら今議案に出とることについては話をしないということですか。例えばこの、番地が変わるとか、条例が変わったということについての話し合いはしないということですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

この地番の変更等につきましては、地籍調査で既に終わっており、了解もいただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 人づくり研修施設かりん会館条例等の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について

○白川正樹議長 日程第5、選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の任期が令和5年2月24日をもって満了することから、組合同規約第5条の規定により、本議会において12名の議員を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にした

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員に、まんのう町七箇、川原茂行君、まんのう町塩入、和泉博美君、神野、石崎頼久君、真野、岩井始君、岸上、神余昌俊君、吉野、長野陽君、吉野、近藤裕明君、四條、山下通明君、吉野下、久保法君、東高篠、高木泰造君、西高篠、古川正志君、公文、田邊幸彦君。以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました１２名の方を、まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました川原茂行君、和泉博美君、石崎頼久君、岩井始君、神余昌俊君、長野陽君、近藤裕明君、山下通明君、久保法君、高木泰造君、古川正志君、田邊幸彦君が、まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員に当選されました。

議場におられる当選された方に、会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場におられない方には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うこととします。

以上で、まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員の選挙を終わります。

日程第６ 選挙第２号 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について

○白川正樹議長 日程第６、選挙第２号 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の任期が令和５年２月２４日をもって満了となることから、組合規約第５条の規定により、本議会において１３名の議員を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に、まんのう町七箇、川原茂行君、塩入、和泉博美君、帆山、大西周一君、神野、石崎頼久君、真野、岩井始君、岸上、神余昌俊君、吉野、長野陽君、吉野、近藤裕明君、四條、山下通明君、吉野下、久保法君、東高篠、高木泰造君、西高篠、古川正志君、公文、田邊幸彦君。以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました13名の方を、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました川原茂行君、和泉博美君、大西周一君、石崎頼久君、岩井始君、神余昌俊君、長野陽君、近藤裕明君、山下通明君、久保法君、高木泰造君、古川正志君、田邊幸彦君が、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に当選されました。

議場におられる当選された方に、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場におられない方には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うこととします。

以上で、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和5年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時 2分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 月 3 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員